○○発　第123456号

年　月　日

窓空宛名

○○市長
○○　○○　　印

〈お問い合わせ先〉　〒000-0000
○○市○○町１丁目２番３号
国保課
電話　000-000-0000

換価猶予期間延長不許可通知書

換価猶予期間延長の申請があったあなたの換価金については、別紙「処分理由」により許可できません。地方税法第１５条の６の２第３項の規定により通知します。

不許可理由	
担保物件	
猶予期間	
納付方法	

換価猶予を受けようとする徴収金

賦課年度	対象年度	通知書番号	被保険者番号 科目	期月	未納額 (円)	督促料 (円)	延滞金 (円)	計 (円)
合計 (円)								

※あなたがこの処分について不服があるときは、市長に対してこの通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内と、地方税法第１９条の４に規定する期限とのうちいずれか早いほうの期限までに審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが

①　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき
②　処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。